

証券コード 2926

平成28年12月6日

株 主 各 位

埼玉県春日部市赤沼870番地1

株 式 会 社 篠 崎 屋

取締役社長 関 根 雅 之

### 第30期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第30期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年12月20日（火曜日）午後6時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- |         |   |  |
|---------|---|--|
| 1. 日    | 時 | 平成28年12月21日（水曜日）午前10時  |
| 2. 場    | 所 | 埼玉県越谷市越ヶ谷4丁目1番1号<br>越谷市中央市民会館 劇場（1階）<br>（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項 |   |  |
| 報告事項    |   | 第30期（平成27年10月1日から平成28年9月30日まで）<br>事業報告及び計算書類報告の件             |
| 決議事項    |   |  |
| 第1号議案   |   | 剰余金処分の件  |
| 第2号議案   |   | 定款一部変更の件   |
| 第3号議案   |   | 監査役1名選任の件  |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.shinozakiya.com>）に掲載させていただきます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産は取り止めとさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## (提供書面)

# 事業報告

(平成27年10月1日から  
平成28年9月30日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度は、小売事業である既存店につきましては、「より分かり易く、より買い易い」をテーマに取り組んでまいりました。

商品につきましては、パッケージの統一化を進め、より分かり易くすることによる茂蔵ブランドの認知度向上と、商品価格が買い易い価格帯である100円商品のアイテム数を増やすため、量目等の見直しを進めてまいりました。結果、当事業年度末時点の取扱アイテム数は前事業年度末比約2倍となり、1店舗平均の買上点数は前事業年度比106.6%と増加しましたが、1店舗平均の顧客数は同99.0%となりました。

また、100円商品の増加により、買上点数は増加しましたが買上単価が低下したことにより、1店舗平均の顧客単価は前事業年度比97.0%となり売上高の減少要因となりました。

一方、出店につきましては、3月に既存業態を1店舗出店しましたが、新業態につきましては既存店舗の改装を優先するため当面は見送ることといたしました。

以上の結果、当事業年度の売上高は4,020,668千円（前事業年度比8.2%減）、営業損失は57,533千円（前事業年度は営業利益81,741千円）、経常損失は56,440千円（前事業年度は経常利益79,935千円）、当期純損失は81,983千円（前事業年度は当期純利益50,307千円）となりました。

なお、当事業年度の出店状況は、次のとおりであります。

(単位：店)

		前事業年度末 店舗数	増加	減少	当事業年度末 店舗数
小売事業	「三代目茂蔵」直営店	59	1	5	55
その他事業	「三代目茂蔵」加盟店	85	55	7	133
合計		144	56	12	188

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は45,306千円で、その主なものは次のとおりであります。

当事業年度中に取得した主要設備

- ・小売事業「三代目茂蔵」直営店 店舗設備一式

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 27 期 (平成25年9月期)	第 28 期 (平成26年9月期)	第 29 期 (平成27年9月期)	第 30 期 (当事業年度) (平成28年9月期)
売 上 高 (千円)	4,590,861	4,875,076	4,379,895	4,020,668
経常利益又は 経常損失(△) (千円)	134,975	205,922	79,935	△56,440
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	104,402	158,048	50,307	△81,983
1株当たり当期純利益又は 当期純損失(△) (円)	723.18	11.02	3.54	△5.78
総 資 産 (千円)	1,709,998	1,784,639	1,693,336	1,563,669
純 資 産 (千円)	1,224,742	1,311,677	1,312,227	1,189,159
1株当たり純資産額 (円)	8,483.60	92.26	92.30	83.99

(注) 当社は平成26年4月1日付で普通株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第28期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益又は当期純損失及び1株当たり純資産額を算定しております。

## (3) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社は、経営理念として「よりいいものをより安く」提供することを通じて、全ての人の生きていくための糧となり、全ての人の健康と幸せに貢献することを使命とし、常に消費者としての感覚を忘れず、消費者にとって価値のある商品づくり、人づくり、店づくりを目指しております。また、持続的・安定的な成長を図ることを経営の重要課題であると認識し、着実に押し進めるべく、以下の課題に取り組んでおります。

##### ① 収益力向上

当社は、製造小売（豆腐版SPA）事業に全ての経営資源を集中し、事業拡大を推進しております。「三代目茂蔵」のブランド力を高め、消費者に支持されるべく当社オリジナルの新商品開発や既存商品のリニューアルを積極的に行うとともに、販売力の強化として、新規店舗の出店や新規業態開発を行い、当社の持続的・安定的な成長を図ってまいります。

##### ② 人材の確保・育成

当社の持続的・安定的な成長を実現させるためには、必要な人材を十分に確保し、育成していくことが、重要な課題であると認識しております。多様な働き方を推奨し、適正な評価を行うことで優秀な人材を確保し、従業員の教育・能力の開発に積極的に取り組んでまいります。

##### ③ コンプライアンス体制の強化

当社は社会的責任を果たすべく、また、当業界を取り巻く消費者の安全・安心志向がより高まる中、全社的にコンプライアンス体制を整備強化していくことが、注力すべき課題と考えております。そのために単なる整備強化に止まらず、ひとりひとりの意識をより高め、社会的責任を果たせるコンプライアンス体制を確立してまいります。

株主の皆様におかれましては、当社の経営に深いご理解をいただき、今後ともなお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願いいたします。

(5) 主要な事業内容（平成28年9月30日現在）

事業区分	事業内容
小売事業	店舗名「三代目茂蔵」の直営店による小売事業
その他事業	小売加盟店及び業務用得意先への卸売事業並びに通販事業

(6) 主要な営業所（平成28年9月30日現在）

本社：埼玉県春日部市

(7) 使用人の状況（平成28年9月30日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
17名（193名）	3名減（7名減）	38.8歳	9.6年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び臨時雇用者数は( )内に1人1日8時間換算による年間の平均人員を外書きで記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年9月30日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（平成28年9月30日現在）

- |                |             |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数   | 50,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数   | 14,436,600株 |
| (3) 株主数        | 7,831名      |
| (4) 大株主（上位10名） |             |

株主名	持株数	持株比率
樽見茂	3,029,900株	21.40%
株式会社鈴木物産	373,000株	2.63%
株式会社ハギワラ	350,000株	2.47%
株式会社SBI証券	324,800株	2.29%
樽見登美子	289,000株	2.04%
樽見浩	261,300株	1.84%
篠崎屋役員持株会	256,100株	1.80%
篠崎屋取引先持株会	211,300株	1.49%
矢立実	125,000株	0.88%
松本典文	120,000株	0.84%

(注) 1. 当社は、自己株式を278,800株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

### (3) その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況（平成28年9月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	樽見 茂	
取締役社長	関根 雅之	商品開発グループ長
取締役	矢立 実	管理グループ長兼経営企画部長兼IR室長
取締役	永田 淳一	株式会社バリュークリエイション 代表取締役社長
常勤監査役	沼寄 昭宏	
監査役	佐藤 洋	・労働保険事務組合しらこぼと経営労務センター 会長 ・社会保険労務士法人新創 代表社員
監査役	為我井 道隆	為我井税務会計事務所 所長

- (注) 1. 取締役永田淳一氏は社外取締役であります。
2. 監査役佐藤洋氏及び監査役為我井道隆氏は社外監査役であります。
3. 常勤監査役沼寄昭宏氏及び監査役為我井道隆氏は、以下のとおり、財務、会計及び税務に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役沼寄昭宏氏は、長年、経営企画部門に在席しており、企業会計・財務等に関する豊富な専門的知見を有しております。
  - ・監査役為我井道隆氏は、税理士の資格を有しております。
4. 当事業年度中における取締役の地位及び担当等の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
樽見 茂	代表取締役社長	代表取締役	平成28年4月1日
関根 雅之	取締役商品開発グループ長兼商品開発部長	取締役社長兼商品開発グループ長	平成28年4月1日

5. 当社は永田淳一氏、佐藤洋氏及び為我井道隆氏をを東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。



## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	4名 (1名)	66,900千円 ( 900千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	10,680千円 (3,480千円)
合計 (うち社外役員)	7名 (3名)	77,580千円 (4,380千円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成15年12月18日開催の第17期定時株主総会決議において月額20,000千円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成15年12月18日開催の第17期定時株主総会決議において月額3,000千円以内と決議いただいております。

## (4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役永田淳一氏は、株式会社バリュークリエーションの代表取締役社長であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。
  - ・監査役佐藤洋氏は、労働保険事務組合しらこぼと経営労務センターの会長及び社会保険労務士法人新創の代表社員であります。当社と各兼職先の間には特別の関係はありません。
  - ・監査役為我井道隆氏は、為我井税務会計事務所の所長であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役 永 田 淳 一	平成27年12月22日の就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席いたしました。主に食品流通業界に関する幅広い知識と経営者としての豊富な経験等をもって、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役 佐 藤 洋	当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回に出席し、監査役会17回のうち16回に出席いたしました。主に社会保険労務士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役 為我井 道 隆	当事業年度に開催された取締役会18回のうち14回に出席し、監査役会17回のうち13回に出席いたしました。主に税理士としての専門的見地から、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

監査法人アヴァンティア

### (2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	21,360千円
・当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,360千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要がある  
と判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関  
する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認  
められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。  
この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会  
において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人監査法人アヴァンティアは、会社法第427条第1項の規定  
に基づき、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、  
同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としておりま  
す。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システムの適切な構築・運用が業務執行の公正性及び効率  
性を確保するのに重要な経営課題であるとの認識から、平成18年5月15日開催  
の取締役会において内部統制システム構築に関する基本方針を決定し推進して  
おります。

### (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するた めの体制

倫理規程、コンプライアンス管理規程を制定するとともに、コンプライア  
ンス委員会を設置し統括責任者に管理グループ長を選任し、その指揮の下、  
全社的コンプライアンス体制の構築及び向上を推進しております。また、コ  
ンプライアンスを当社のあらゆる企業活動の前提とすることを、取締役及び  
使用人が自らの問題として捉え、職務を執行するよう教育・研修を実施して  
おります。

内部監査部門は、各部門の職務執行に係るコンプライアンスの状況を監査  
し、これらの活動は定期的に取り締役会及び監査役会に報告されるものとして  
おります。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、文書管理規程の定めに従い、文書または電磁的媒体に記録し保存するとともに、取締役及び監査役が、必要な情報を速やかに入手できる体制を整備するものとしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、組織横断的なリスク状況の監視並びに全社的対応は管理グループが行い、各部門所管業務に付随するリスク管理は部門担当者が行うこととし、規則・ガイドラインの制定、教育・研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとしております。また、内部監査部門は各部署ごとのリスク管理の状況を監査し、その結果を取締役会に報告するものとしております。

新たに生じたリスクについては、速やかに当該リスクに対する管理体制の整備を行うものとしております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、各業務担当取締役は、当該目標の達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標及び権限分配を含めた効率的な達成の方法を定めるものとしております。業務運営の結果については、取締役会において定期的に検証・分析され、効率化を阻害する要因の排除・低減策の実施を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務効率化を実現するシステムの構築及び改善を図るようしております。

(5) 当社における業務の適正を確保するための体制

① 当社における内部統制の構築を目指し、当社の内部統制に関する各担当部署を定めるとともに、部門間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制の構築を推進しております。

② 当社取締役は、各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有しております。

③ 内部監査部門は、当社の内部監査を実施し、その結果を①の各担当部署及び②の責任者に報告し、①の担当部署は必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行うものとしております。

- (6) 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人は配置していませんが、必要に応じて、監査役と協議のうえ、同使用人を配置することができるものとしております。この場合、監査役より監査業務に必要な命令を受けた当該使用人は、その命令に関して取締役、内部監査部長等の指揮命令を受けないものとし、また、当該使用人の任命・解任、評価、人事異動、賃金の改定等については、監査役の同意を得たうえで決定するものとしております。

- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役又は使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等につき、速やかに報告するものとしております。

- (8) 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとしております。

- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役との間で、随時意見交換を実施するとともに、必要に応じて各業務担当取締役及び重要な使用人からの意見聴取の機会を設けるものとしております。

- (10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、本体制の整備・運用状況について、「30期財務報告に係る内部統制に関する基本的方針及び計画」に基づき評価を行い、法令や経営環境の変化等に対応して必要な見直し・改善等を講じるほか、内部監査の結果及び指摘事項に対する改善状況については、必要に応じて社長及び監査役に対して報告を行っております。

# 貸借対照表

(平成28年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	553,035	流 動 負 債	373,415
現金及び預金	328,838	買掛金	232,599
売掛金	111,808	未払金	56,896
商 品	65,422	未払費用	42,730
貯 蔵 品	1,655	未払法人税等	26,678
リ ー ス 債 権	6,708	預 り 金	4,343
前払費用	33,198	債務保証損失引当金	8,550
そ の 他	5,443	そ の 他	1,617
貸倒引当金	△40	固 定 負 債	1,094
固 定 資 産	1,010,634	繰延税金負債	94
有 形 固 定 資 産	727,101	長期預り保証金	1,000
建 物	121,855	負 債 合 計	374,510
構 築 物	9,705	純 資 産 の 部	
機 械 及 び 装 置	3,463	株 主 資 本	1,188,934
車 両 運 搬 具	2,291	資 本 金	1,000,000
工 具 、 器 具 及 び 備 品	26,815	資 本 剰 余 金	120,446
土 地	562,970	資 本 準 備 金	120,340
無 形 固 定 資 産	19,666	そ の 他 資 本 剰 余 金	106
ソ フ ト ウ ェ ア	19,227	利 益 剰 余 金	109,383
電 話 加 入 権	439	利 益 準 備 金	12,139
投 資 そ の 他 の 資 産	263,866	そ の 他 利 益 剰 余 金	97,244
投 資 有 価 証 券	30,319	繰 越 利 益 剰 余 金	97,244
出 資 金	264	自 己 株 式	△40,896
破 産 更 生 債 権 等	218	評 価 ・ 換 算 差 額 等	224
長 期 前 払 費 用	938	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	224
敷 金 及 び 保 証 金	184,942	純 資 産 合 計	1,189,159
リ ー ス 債 権	29,071	負 債 純 資 産 合 計	1,563,669
そ の 他	18,349		
貸倒引当金	△239		
資 産 合 計	1,563,669		

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

（平成27年10月1日から  
平成28年9月30日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	
売 上 高		4,020,668
売 上 原 価		2,910,818
売 上 総 利 益		1,109,849
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,167,383
営 業 損 失		57,533
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	298	
償 却 債 権 取 立 益	420	
受 取 保 険 金	445	
そ の 他	233	1,397
営 業 外 費 用		
そ の 他	304	304
経 常 損 失		56,440
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	622	
債 務 保 証 損 失 引 当 金 戻 入 額	3,000	3,622
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	
店 舗 閉 鎖 損 失	8,959	8,959
税 引 前 当 期 純 損 失		61,777
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		20,205
当 期 純 損 失		81,983

（注）記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成27年10月1日から  
平成28年9月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	1,000,000	120,340	106	120,446	8,584	218,323	226,908
当期変動額							
剰余金の配当					3,554	△39,095	△35,541
当期純損失						△81,983	△81,983
自己株式の取得							
株主資本以外の 項目の当期変 動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	—	—	3,554	△121,079	△117,524
当期末残高	1,000,000	120,340	106	120,446	12,139	97,244	109,383

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	△35,128	1,312,227	—	—	1,312,227
当期変動額					
剰余金の配当		△35,541			△35,541
当期純損失		△81,983			△81,983
自己株式の取得	△5,767	△5,767			△5,767
株主資本以外の 項目の当期変 動額(純額)			224	224	224
当期変動額合計	△5,767	△123,292	224	224	△123,067
当期末残高	△40,896	1,188,934	224	224	1,189,159

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。



## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

##### ② たな卸資産

主として最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7年～38年

工具、器具及び備品 3年～15年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアの償却期間については社内における利用可能期間（5年）によっております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年9月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

##### ④ 長期前払費用

定額法

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 債務保証損失引当金 債務保証等に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理  
税抜方式によっております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

## 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

土地 373,000千円

上記の物件は、債務保証8,550千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 648,943千円

(3) 有形固定資産には以下の遊休固定資産が含まれております。

土地 17,276千円

## 4. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	14,436,600株	一株	一株	14,436,600株

### (2) 自己株式の種類及び数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	220,000株	58,800株	一株	278,800株

(注) 自己株式の数の増加58,800株は、取締役会決議に基づく自己株式の取得によるものであります。

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ①配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効発生日
平成27年12月22日 定時株主総会	普通株式	35,541千円	2.5円	平成27年 9月30日	平成27年 12月24日

#### ②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効発生日
平成28年12月21日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	14,157千円	1.0円	平成28年 9月30日	平成28年 12月22日

## 6. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の原因別の主な内訳

#### 繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	216,515 千円
投資有価証券評価損	152,560
減損損失	62,628
繰越欠損金	461,605
その他	5,121
小計	<u>898,429</u>
評価性引当額	<u>△898,429</u>
繰延税金資産合計	<u>—</u>
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	<u>94</u>
繰延税金負債合計	<u>94</u>
繰延税金負債の純額	<u>94 千円</u>

## 7. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、製造設備の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約を締結しておりますが、同条件により製造委託先へ転貸しております。

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等及び安全性の高い金融商品等に限定し、また、資金については必要な都度、主に金融機関から調達する方針であります。

#### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。なお、営業債権は、そのほとんどが1ヶ月以内の入金期日であります。

投資有価証券は、発行体の信用リスクや価格変動リスク等に晒されておりますが、格付けの高い債券のみを対象としているため、信用リスクは極めて僅少であります。

敷金及び保証金は、主に店舗等の賃貸借契約に伴うものであり、契約先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、契約締結前に対象物件の権利関係等の確認を行っております。

リース債権は、製造設備の転リース取引に伴うものであり、製造委託先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に製造委託先の財務状況等を把握しております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。また、営業債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社では、月次に資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（（注2）をご参照下さい。）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	328,838千円	328,838千円	－千円
(2) 売掛金	111,808	111,808	－
(3) リース債権	35,780	35,780	－
(4) 投資有価証券 その他有価証券	30,319	30,319	－
資産計	506,747	506,747	－
(5) 買掛金	232,599	232,599	－
(6) 未払金	56,896	56,896	－
負債計	289,495	289,495	－

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) リース債権

リース債権の時価は、元利金の合計額を同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた金額とほぼ等しいと想定されることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価は、取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 買掛金、(6) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
敷金及び保証金	184,942

敷金及び保証金については、市場価格がなく、かつ、契約等において退去日が確定していないため将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、(2) 金融商品の時価等に関する事項には表記しておりません。

## 9. 賃貸等不動産に関する注記

当社は、埼玉県に将来の使用が見込まれていない遊休不動産を有しております。

賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動並びに当事業年度末における時価及び当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

貸借対照表計上額			当事業年度末の時価
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
17,276千円	一千円	17,276千円	18,592千円

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得価額から減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当事業年度末の時価は、「固定資産税評価額」に基づいて自社で算定した金額であります。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	83円99銭
(2) 1株当たり当期純損失	5円78銭

## 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成28年11月22日

株式会社篠崎屋  
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

代表社員 公認会計士 木村直人 印  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 藤田憲三 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社篠崎屋の平成27年10月1日から平成28年9月30日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め、全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。



監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年10月1日から平成28年9月30日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年11月25日

株式会社篠崎屋	監査役会			
常勤監査役	沼 寄 昭 宏	Ⓜ		
社外監査役	佐 藤 洋	Ⓜ		
社外監査役	為我井 道 隆	Ⓜ		

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の経営環境等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金1.0円

総額 14,157,800円

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年12月22日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 経営体制の強化と充実を図るため、現行定款第22条（代表取締役及び役付取締役）第2項に役付取締役として、新たに取締役会長を設けるものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行により、業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第30条（取締役の責任免除）及び第40条（監査役の責任免除）を一部変更するものであります。なお、現行定款第30条第2項の変更に关しましては、各監査役の同意を得ております。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
(代表取締役及び役付取締役) 第22条 （条文省略） 2. 取締役会は、その決議によって 取締役社長1名、取締役副社 長、専務取締役、常務取締役各 若干名を定めることができ る。	(代表取締役及び役付取締役) 第22条 （現行どおり） 2. 取締役会は、その決議によって <u>取締役会長1名</u> 、取締役社長1 名、取締役副社長、専務取締 役、常務取締役各若干名を定め ることができる。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第40条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第40条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役沼寄昭宏氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ふり 氏 (生年月日)  がな 名	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 株式数
ぬま さき あき ひろ 沼 寄 昭 宏 (昭和38年4月26日)	昭和62年4月 和光証券株式会社入社 (現：みずほ証券株式会社) 平成16年6月 当社入社 平成16年12月 当社経営企画部長兼IR室長 平成24年12月 当社経営企画部長兼内部監査部長兼 IR室長 平成26年2月 当社常勤監査役(現任)	50,000株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 沼寄昭宏氏は、企業会計・財務等に関する豊富な専門的知見を有しており、監査役に就任された場合、当社における監査に活かしていただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
3. 沼寄昭宏氏の監査役選任議案が承認可決された場合は、「第2号議案 定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

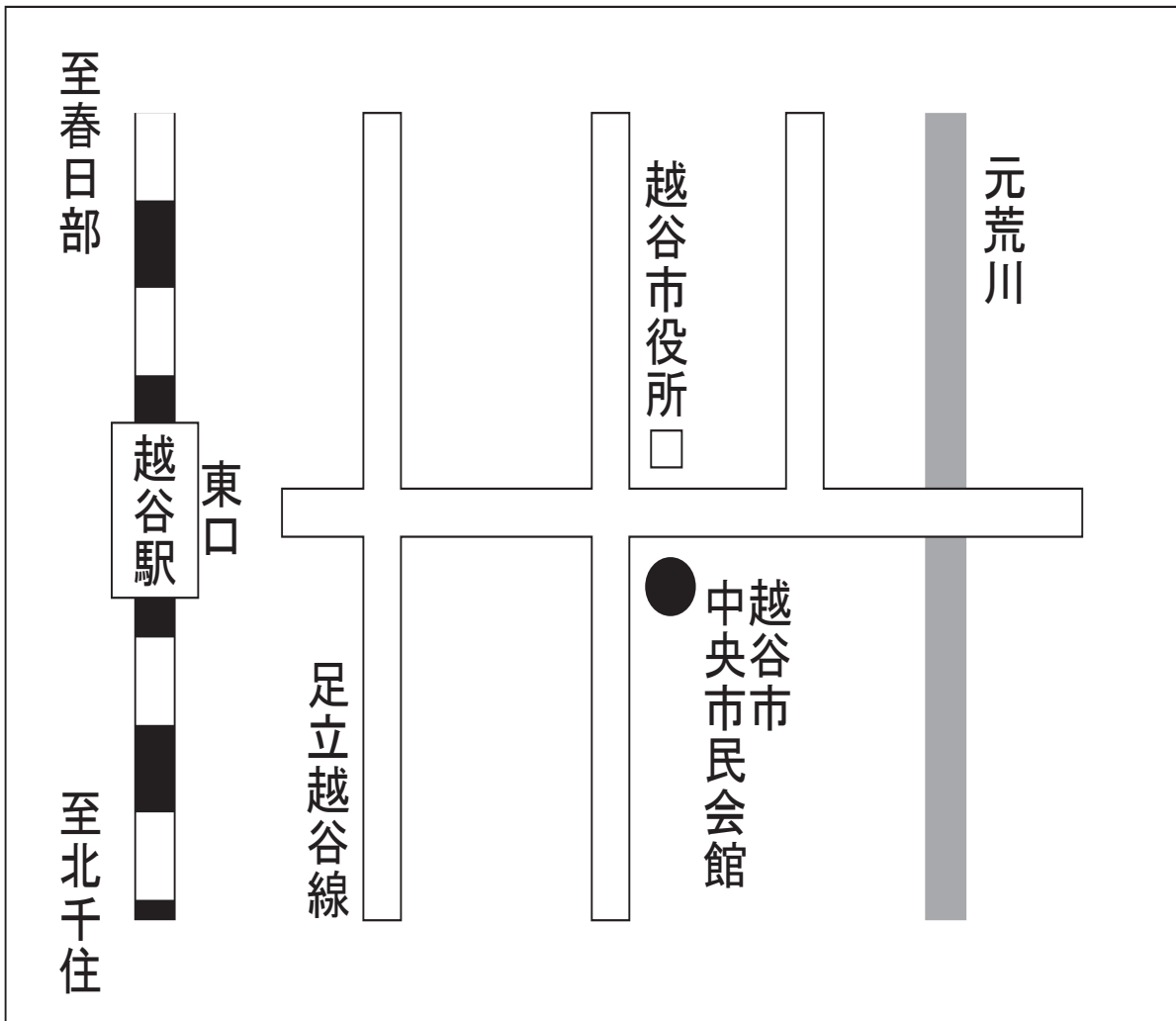
以上

# 株主総会会場ご案内図

名 称 越谷市中央市民会館 劇場（1階）

所 在 地 埼玉県越谷市越ヶ谷4丁目1番1号

問い合わせ先 048-966-6622



- ・ 東武伊勢崎線（東武スカイツリーライン）「越谷駅」から徒歩10分